

川へ七月中間より鮎下る。寛永年中大守吏部の時、此川に築を打、因之役銀八匁四粉八厘当村より出す。今の世も又先例のごとし。然所に承応二癸巳年同郡大石村より此築を請く、因之中荒井村の役銀免訴有て川下に築を賜る。此処の者今に築を打て鱈、大雜喰、鮎、鯰をとる。

一、村野原に在所の鳥獸は雀、青鸞、五位鷺、狐。

一、下米塚村、二日町村、東麻生村、今泉村、寺堀村、鶯林村、宮袋村、寒川村、安田村、境野村、寺崎村、法用寺村より錢四貫八百文を取て船に乗する。

一、代一貫二百八十文を出し、逆瀬川山に入て薪を伐る。

貞享二年（一六八五年）の書上帳

会津郡中荒井村 七里

一、鎮守諏訪大明神祭礼七月廿七日下荒井社家祭。

相殿 当村感應、稻荷三、白旗八幡、羽黒六所、熊野、二日町、雀明神、太神宮、稻荷

一、稻荷祭礼日九月九日、郷頭次郎兵衛屋敷に、古来より崇置、服部安休老は□末社に付、社家下荒井作太夫祭之。

一、菩堤所真言宗求法山千葉寺、高五石九斗七升七合村弁。

一、漆役木数二百五十四本半分有、蠟塗上納而不足は年代金。

一、輕井沢半郷上平山の御役金二分銀十二匁、当村直々上納而、雜木ばいきり、柴草を取、入合の村赤留、八木沢当村三ヶ村。

一、堰、村の東南十四里上、向羽黒山の麓に而長七、八十間根直四、五間の石遠手（註、堰堤の當字）を取、河原壠丁余、新河を堀、亦長一「間。根直四、五間の石遠手取是を本閑と云、兩閑号て岩崎堰と云、此水の入口思堀と号く、大川を分け取所の養水と成、數村の養水又は里民人々湿し当村に至て、小俣川と云、此川古來梁有、古は役金八匁四分八厘上納而下る鮎 上る鱈、鮭を取、中頃役銀御免有、御梁と成、土用中より御普請有、山御奉行所より奉行人來而下知す。用材人足入次第に仕梁の次第、鍛練す、